

改正案	現行
<p>一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局で八三二MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 データ伝送速度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基地局にあつては、毎秒一五三、六〇〇ビット以下。</p> <p>(2) 陸上移動局にあつては、毎秒七六、八〇〇ビット以下。</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局で八三二MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 送信速度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度は、基地局にあつては、次のいずれかによること。</p> <p>イ 一通信ごとに毎秒二、四〇〇ビット、毎秒四、八〇〇ビット、毎秒九、六〇〇ビット及び毎秒一九、二〇〇ビットの速度による可変速度</p> <p>ロ 一通信ごとに毎秒三、六〇〇ビット、毎秒七、二〇〇ビット、毎秒一四、四〇〇ビット及び毎秒二八、八〇〇ビットの速度による可変速度</p> <p>(2) 音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度は、陸上移動局にあつては、一通信ごとに毎秒三、六〇〇ビット、毎秒七、二〇〇ビット、毎秒一四、四〇〇ビット及び毎秒二八、八〇〇ビットの速度による可変速度</p> <p>二 (略)</p>